

別記（工事請負契約約款・前払金関係）

特約条項

（前払金の使用等）

第1条 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る第34条第1項の前払金で、令和3年3月31日までに支払われたものについては、第36条の規定にかかわらず、同条に定める経費のほか、その支払われた前払金の100分の25に相当する額を限度として、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する経費の支払に充当することができる。